

「営業秘密管理指針の改訂」について（案）

平成26年9月30日
事務局

1. 経緯

- ・「営業秘密管理指針」は、平成14年7月の知的財産戦略大綱（知的財産戦略会議決定）において、「企業が営業秘密に関する管理強化のための戦略的なプログラムを策定できるよう、参考となるべき指針を、2002年度中に作成する」ことが盛り込まれたことを受け、産業構造審議会知的財産政策部会（当時）における審議を経て、平成15年1月に経済産業省が策定した。
- ・その後、これまでに、判例の蓄積や不正競争防止法の改正等に対応して4度の改訂を行っている。直近の改訂（平成25年）では、競業避止義務契約に関する判例分析を行い、その内容を指針に反映させた。
(※注) 初版指針においては20程度の判例を分析対象とし、その後、累増し、平成25年版では40近くの判例を分析対象とした。
- ・なお本指針のうち、営業秘密の定義に関する記述等「法解釈」に係る部分については、判例やTRIPS交渉をはじめとする立法当時の議論を踏まえ、あくまで行政としての考え方・解釈を示す趣旨のものであり、法的な拘束力を持つものではない。
(※注) 不正競争防止法における営業秘密の定義は、昭和61年から行われたTRIPS交渉（知的財産権の貿易関連の側面に関する協定）における議論を踏まえたものである。

2. 指針改定の必要性

（1）産業界等からの指摘

- ・現行の指針に対しては、資料4において前述したとおり、産業界をはじめとして以下のような指摘が寄せられている。（再掲）
 - 事実上、裁判や捜査実務で参考にされていると思われる営業秘密管理指針（以下「指針」という。）では、管理方法として多岐にわたる事例が紹介されているが、秘密管理性の定義が不明確であることが最大の課題。これによって企業現場はどのような対策をどの程度まで講じればよいのかが分からず、メリハリのきいた対策をとれない。今後、秘密管理性を認定されるために企業が最低限なすべき事項を、明確に示すことが必要。

- 判例においても、秘密管理性の認定が厳しくなったり弱くなったりしている。こうした中で、秘密管理性要件の明確化は非常に重要。
- （不正競争防止法の保護を受けるためには、指針で紹介する管理方法すべてを実践しなければならないものではない、との留保は記載されているものの）指針では「一般的な管理方法」と「高度な管理方法」が併記されているため、実務上は、結局「高度な管理方法」を求められる。
- 指針については、実際に企業が情報流出に直面した際に被害の拡大防止と早期回復を行うためのアクションプランの策定也要検討。
- 指針は中小企業にも使いやすいものにすべき。また、実務マニュアルのようなものを作つて、特に中小企業に対してどんどん普及啓発していくべき。
- 知的財産の重要性がますます高まる中、我が国としても米国等の取組を参考に、海外競合企業による技術情報等の不正な取得・使用を許さないという国の断固たる姿勢を示す必要。

（2）その他の状況変化

- ・また、①技術の秘匿化の重要性の増大、②業務委託や共同研究開発といった形での企業内外での営業秘密の共有と秘匿性の維持の両立の必要性増大といった状況変化に対応し、企業実務のニーズを踏まえた指針とする必要がある。

3. 改訂の方針

- ・2. を踏まえ、本小委員会では「指針」の改訂に向けた議論を行うこととする。改訂に当たっては、法解釈と営業秘密管理手法等の一層の高度化のためのベストプラクティスを明確に区別することとする。
- ・具体的には、前者（法解釈）のみを「指針」とし、ベストプラクティスについては、「営業秘密管理マニュアル（仮称）」とする。
- ・マニュアルにおいては、日常的な管理手法のみならず、新たに、漏えいがないし漏えいが疑われる事案が発生した場合の対応の在り方等についても記載する。

以 上